

【山梨県】

県の契約についての県内中小企業者の 受注機会の確保に係る推進方針

県は、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業者の自主的な努力を助長するよう配慮しながら、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、県の調達する物品、工事及び役務（以下「物品等」という。）の発注にあたり、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、中小企業者、特に県内中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

1 中小企業者に対する発注情報の提供

県は、中小企業者の受注機会の増大を図るため、物品及び役務の調達について発注計画等必要な情報を把握し、山梨県中小企業団体中央会を通じ、広く中小企業者への提供に努めるものとする。

また、工事等については、発注見通し及び入札・契約に係る情報の公表に努めるものとする。

2 官公需適格組合等の活用

県は、官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

特に、官公需適格組合については、関係機関に対し、制度の周知に努めるものとする。

3 指名競争契約等における受注機会の増大

県は、物品等の発注を指名競争によって行う際には、できる限り、中小企業者（共同企業体を含む。）を指名するとともに、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するなどして、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

また、特に、少額の契約案件にあつては、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

4 分離・分割発注の推進

県は、物品等の発注にあたって、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、中小企業者に分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提として可能なものは、分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

5 計画的発注の推進

県は、物品等の発注にあたっては、できる限り、計画的な発注を行うとともに、適正な納期又は工期を設定するよう配慮するものとする。

6 適正価格による発注

県は、中小企業者に物品等を発注するにあたっては、需給状況、原材料価格の実情等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

7 中小建設業者に対する配慮

県は、中小建設業者を取り巻く現下の厳しい諸情勢にかんがみ、特に公共工事の発注にあたっては、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

8 県の契約についての相談窓口の設置

県は、県の契約の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとし、産業政策部に相談窓口を設置するものとする。

9 県産品の利用促進

県が行う各種行事における物品の発注にあたっては、県内中小企業者の商品、製品の活用に努めるものとする。

平成14年8月28日策定

令和6年4月1日最終改正

やまなしトライアル発注商品等認定制度とは

本制度は新商品の市場への普及拡大（販路開拓）を支援するため、県内に主たる事務所を有する中小企業者が商品化した新商品（防災用以外の飲食料品、農水産物、医薬品、医薬部外品、化粧品、工事における工法又は技術は除く。）又は新役務のうち、県が定める基準を満たすものを「やまなしトライアル発注商品等」として認定し、県の機関が試験的に発注しやすくする制度です。

認定のメリット

- ① 契約金額にかかわらず、山梨県との随意契約が可能になります。
- ② 使用後の評価をもとに、商品等の更なるブラッシュアップにつなげることができます。
- ③ ホームページやパンフレット等により広く新商品がPRされます。

知事が新商品・新役務及び事業者を決定し、認定書を交付します。

認定有効期間は、認定の日から3年を経過した日が属する年度の末日までです。

※ 随意契約有効期間が切れた後も届出があれば、認定の日から5年以内は「やまなしトライアル発注商品等」と称することができます。

経緯

制度面の制約

- ・ 地方公共団体の契約は一般競争入札が原則
- ・ 指名競争入札しようにも実績がないため事業者登録ができない



- 企業の声・新商品を作っても販売実績がないため門前払いをされる
- ・ 営業に行っても「官公庁での受注実績はあるの？」と聞かれる

平成18年度から「山梨県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度」として本制度の前身がスタート。平成28年2月に「やまなしトライアル発注商品等認定制度」として、新商品の生産、新役務の提供を行う事業者の販路開拓を支援する制度へと改正を行いました。

やまなしトライアル発注商品等認定制度の対象となる「新商品等」

この制度において対象となる新商品等は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件全てを満たすものとしてします。

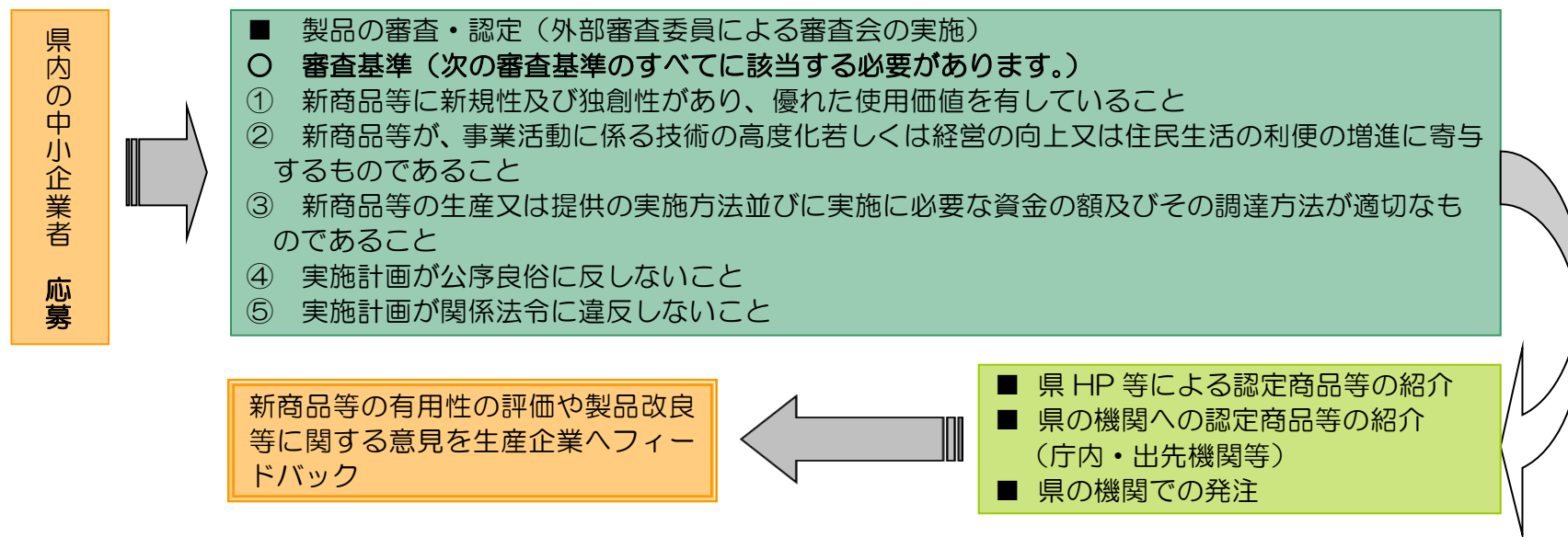
(1) 一般企業

- ア 県内事業所において自ら企画・開発し、販売元となる自社の製品（他社で生産された商品を仕入れて販売するものは対象外とし、製造工程を他社へ委託している事業者であっても、自らが企画・製造元で自社製品として販売するものは対象とする。）又は県内事業所において自ら企画・開発し、主たる部分を自ら提供する役務であること。
- イ 新商品等の販売又は提供に関し必要な許可・認可・資格等を有しているもの。
- ウ JIS 規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。
- エ 他者の知的財産権を侵害していないもの。
- オ 県の機関において有効な用途が認められ、かつ発注が見込まれるもの。
- カ 申請時において販売又は提供されているもので、販売又は提供開始から概ね5年以内であること。

(2) スタートアップ

- ア 自ら企画・開発し、販売元となる自社の製品（他社で生産された商品を仕入れて販売するものは対象外とし、製造工程を他社へ委託している事業者であっても、自らが企画・製造元で自社製品として販売するものは対象とする。）又は自ら企画・開発し、主たる部分を自ら提供する役務であること。
- イ 新商品等の販売又は提供に関し必要な許可・認可・資格等を有しているもの。
- ウ JIS 規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。
- エ 他者の知的財産権を侵害していないもの。
- オ 県の機関において有効な用途が認められ、かつ発注が見込まれるもの。
- カ 申請時において販売又は提供されているもので、販売又は提供開始から概ね5年以内であること。

やまなしトライアル発注商品等認定制度の流れ



※ ここでの中小企業者とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する者を指します。

※ 認定実績（令和 6 年 4 月 1 日現在）は、合計 83 商品、2 役務です（78 事業者）。

※ 現在認定期間中の商品等は、令和 3 年度以降に認定された 10 件です。

やまなしトライアル発注商品等認定制度認定商品カタログ

<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/3688/vol122.pdf>

新 商 品 名	TableStock 美味しさにこだわった保存食
概 要	■ 伸びない麺特許新製法 により、常温で長期間保存しても茹でたての麺のような”もちもち食感”を維持する保存食。 災害時こそ『温かくて美味しい食事を』という思いから美味しさを追求。 また『保存食は美味しくない』という理由から賞味期限が切れると廃棄されてしまうといった食品ロス問題を減らすためにも、いつもの食卓にあがるような美味しさを目指した保存食。
特 徴	■ 麺、具材、スープがワンパッケージで簡潔に栄養補給することが可能 ■ 気密性の高いアルミパックに充填したのちにレトルト加工を施していることから、常温で5年間の長期保存が可能 ■ パック自体が自立式となっており、皿などの容器が不要で開封後そのまま食べることが可能 ■ 袋のまま湯煎で温めるだけのワンアクションで調理が可能
認 定 期 間	令和3年6月22日～令和7年3月31日



新 商 品 名	オンキーパー
概 要	■ 災害発生時の避難所において、防寒対策 ・ 飛沫感染防止対策を可能とする、空気を注入して膨らますだけのシンプルな構造の防災製品。防寒用断熱シート、天井形成、パーティション、エアーマット、クッション等として利用可能。
特 徴	■ 住宅で使用されている断熱材のロックウールと同等の高い断熱性能。 ■ 5層のフィルム構造と耐久性重視のバルブシステム採用による高い耐荷重性能。 ■ 軽量で誰でも簡単に持ち運び・設置することが可能。25cm四方のスペースに丸めて保管することができ、収納場所を選ばない。
認 定 期 間	令和3年11月1日～令和7年3月31日



新 商 品 名	再生１００％リサイクルポリ袋	
概 要	■ 梱包資材として利用された、使用済みポリエチレンフィルム（ポストコンシューマー）を１００％使用した、破れにくいリサイクルポリ袋	
特 徴	■ 一般的に、国内外で生産されるリサイクル材１００％を謳うポリ袋の多くは、製造工場内製品のロス品のリサイクル材（プレコンシューマー）やオフグレード材（新品プラスチック原料の規格外品）などが使用されている。 使用済みプラスチックを配合している場合も使用量は多くて５０％程度であるが、独自の技術で使用済みプラスチック（ポストコンシューマー）を１００％使用している。	
認 定 期 間	令和４年８月９日～令和８年３月３１日	

新 商 品 名	油脂汚泥分解システム
概 要	■ 自然由来の微生物の働きを活性化させることにより、各厨房施設に設置されているグリストラップ内の油脂や汚泥を分解していく、産業廃棄物ゼロを目指して開発した環境に優しい水質改善システム 山梨県内給食センターのグリストラップ（1日1,700食分の給食を調理）  設置前 溜まった油・汚泥のグリストラップ内 設置後 活性化した微生物がここまで汚れを分解 複合リゾート施設の合併浄化槽（処理対象人数 567人）  設置前 溜まった油・汚泥のグ合併浄化槽内 設置後 活性化した微生物がここまで汚れを分解
特 徴	■ グリストラップに高圧で酸素を送り、ミネラルと酵素を原料とする微生物活性化剤を投入するシステムであり、薬品は一切不使用。 ■ 産業廃棄物の汲み取り回数減少・処理コスト削減だけでなく、水質改善、悪臭防止、害虫発生防止にも繋がる。 ■ 養豚場、山小屋トイレ、仮設トイレ、ため池、生ゴミ処理施設など幅広い分野への応用により各施設の衛生状態を改善可能。
認 定 期 間	令和4年12月21日～令和8年3月31日

山梨県 官公需契約額実績 令和2～4年度（1）

（単位：百万円）

	令和 2 年度				令和 3 年度				令和 4 年度			
	総契約 実 績	うち県内中小企業実績			総契約 実 績	うち県内中小企業実績			総契約 実 績	うち県内中小企業実績		
				うち 新規中小 企業実績				うち 新規中小 企業実績				うち 新規中小 企業実績
契 約 額 (a)	契 約 額 (b)	契 約 率 (b / a)	契 約 額	契 約 額 (a)	契 約 額 (b)	契 約 率 (b / a)	契 約 額	契 約 額 (a)	契 約 額 (b)	契 約 率 (b / a)	契 約 額	
物 件	8,762	6,200	70.8%	6	7,615	6,048	79.4%	7	7,341	5,924	80.7%	7
工 事	70,870	63,790	90.0%	2	75,345	66,172	87.8%	0	67,244	64,672	96.2%	0
役 務	36,739	20,187	54.9%	21	38,952	24,763	63.6%	8	61,564	26,968	43.8%	23
計	116,371	90,177	77.5%	29	121,912	96,983	79.6%	15	136,149	97,564	71.7%	30

【対前年度】

物 件	契約額	△ 1,147	△ 152		1	△ 274	△ 124		0
	増減率	-13.1%	-2.5%		16.7%	-3.6%	-2.1%		0.0%
工 事	契約額	4,475	2,382		-2	△ 8,101	△ 1,500		0
	増減率	6.3%	3.7%		-100.0%	-10.8%	-2.3%		—
役 務	契約額	2,213	4,576		-13	22,612	2,205		15
	増減率	6.0%	22.7%		-61.9%	58.1%	8.9%		187.5%
計	契約額	5,541	6,806		-14	14,237	581		15
	増減率	4.8%	7.5%		-48.3%	11.7%	0.6%		100.0%

山梨県 官公需契約額実績 令和2～4年度（2）

（単位：百万円）

	物件			工事			役務			合計		
	R 2	R 3	R 4	R 2	R 3	R 4	R 2	R 3	R 4	R 2	R 3	R 4
中小企業者以外	2,014	979	891	2,051	7,390	1,653	13,867	10,787	27,230	17,932	19,156	29,774
県外中小企業者	548	588	526	5,029	1,783	919	2,685	3,402	7,366	8,262	5,773	8,811
県内中小企業者	6,200	6,048	5,924	63,790	66,172	64,672	20,187	24,763	26,968	90,177	96,983	97,564
合 計	8,762	7,615	7,341	70,870	75,345	67,244	36,739	38,952	61,564	116,371	121,912	136,149

